

所得限度額表

・児童育成手当（障害手当含む）

（1月～5月分までは前々年所得
6月～12月分は前年所得で算定）

扶養人数	申請者
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降1人増すごとに	380,000円加算

・特別児童扶養手当

（1～7月分は前々年所得
8～12月分は前年所得）

扶養人数	申請者	扶養義務者(注1)
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

・児童扶養手当（1月～10月分まで前々年所得、11・12月分は前年所得）（注2）

扶養人数	本人（申請者）		配偶者・扶養義務者(注1) および孤児等の養育者
	0人	490,000円	1,920,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人増すごとに	380,000円加算		

・ひとり親家庭等の医療費の助成（1月～12月分まで前々年所得）（注2）

扶養人数	本人（申請者）		配偶者・扶養義務者(注1) および孤児等の養育者
	0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円	
2人	2,680,000円	3,120,000円	
3人	3,060,000円	3,500,000円	
以降1人増すごとに	380,000円加算		

（注1）扶養義務者とは民法第877条第1項に定める扶養義務者で、直系血族および兄弟姉妹（父母、祖父母、兄弟姉妹、子など）

（注2）【児童扶養手当及びひとり親家庭等の医療費の助成のみ】児童の父（父子家庭の場合は母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等につき、その80%を養育費として所得に含めます。

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額を計算して認定審査します。

所得から控除する金額（申請者）

控除種別	児童育成 手当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親 家庭等の 医療費の助成
社会保険料相当分	80,000 円			
雑損・医療費控除・ 配偶者特別控除	課税上実控除額			
小規模企業共済等 掛金控除	課税上実控除額			
特別障害者控除及び 特別障害者扶養控除	400,000 円			
障害者・勤労学生・ 障害者扶養控除	270,000 円			
寡婦（寡夫）控除 （みなし適用を含む）	270,000 円	270,000 円 ※父または母のときは除く		
寡婦控除特別加算 （みなし適用を含む）	350,000 円	350,000 円 ※母のときは除く		
公共用地取得による 土地代金等の 特別控除	内容により控除額が異なります			

扶養義務者(注 1)

児童扶養 手当	特別児童 扶養手当	ひとり親 家庭等の 医療費の助成
80,000 円		
課税上実控除額		
課税上実控除額		
400,000 円		
270,000 円		
270,000 円		
350,000 円		
内容により控除額が異なります		

所得限度額に加算する金額（申請者）

加算種別	児童育成 手当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭等 の医療費の助成
老人扶養控除	100,000 円			
特定扶養親族等	250,000 円		150,000 円	

扶養義務者(注 1)

特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭等 の医療費の助成
(注 3) 60,000		

(注 3) 扶養親族が老人のみで 2 人以上いる場合には、2 人目から 60,000 円（1 人の場合は加算なし）